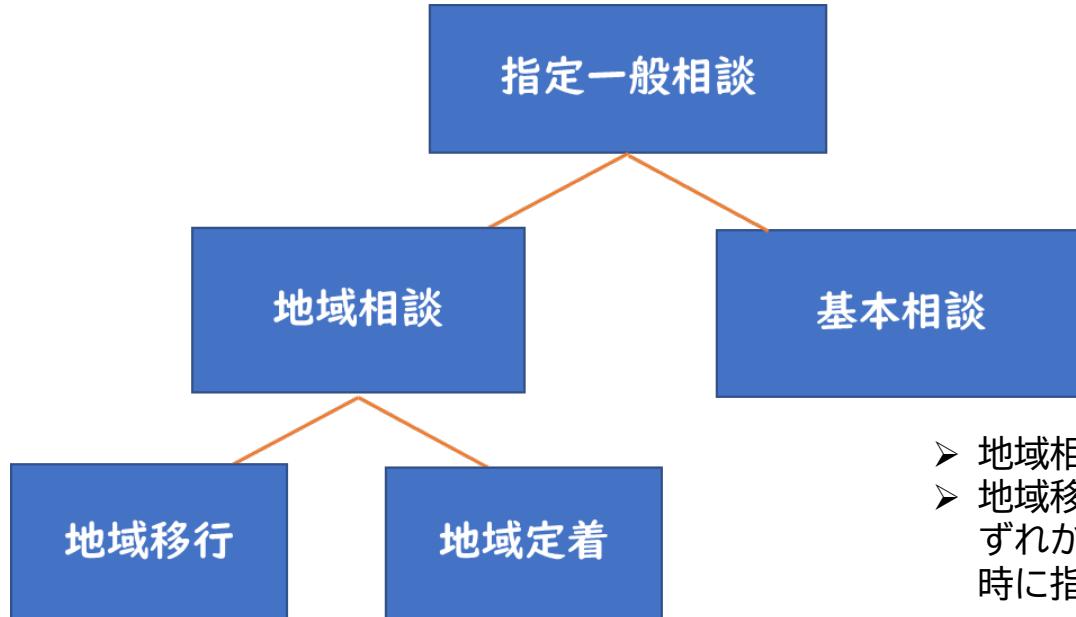


CITY OF YOKOHAMA

地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)

地域相談支援事業とは

指定一般相談=基本相談支援+地域相談支援



- 地域相談=地域移行支援+地域定着支援
- 地域移行支援および地域定着支援は、いずれか一方のみの申請も可能ですが、同時に指定申請を行うことを推奨します。

地域相談支援 共通事項 [人員体制]



従業者	要件
管理者	1名 ※当該事業に支障がない場合は他事業との兼務が可能 ※従事者との兼務可
従事者	1名以上 <u>※1名は相談支援専門員でなければならぬ</u> ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 (指定特定相談事業所との兼務は、業務に支障がない場合として認められる) ※常勤・非常勤を問わない

地域移行支援とは

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う

地域移行支援の対象者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者

地域移行支援の支援内容

1. 地域移行支援計画の作成

- ①地域移行支援に係る相談
- ②アセスメント
- ③地域移行支援計画の原案作成
- ④支援計画作成のための会議の開催
- ⑤支援計画の確定、利用者及び家族への説明・同意
- ⑥利用者及び計画相談支援担当者に交付

基本報酬の
算定要件です

2. 概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援

3. 障害福祉サービスの体験的な利用支援

➡ 次のスライドへ

4. 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援

➡ 次のスライドへ

☞ 障害福祉サービス事業の体験的な利用支援

指定障害福祉サービス事業所等への委託により、日中活動系サービスの体験的な利用支援を行う。

☞ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援

地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施するほか、指定障害福祉サービス事業所等への委託により(短期入所施設の空室やグループホームの空室を利用)体験利用支援を行う。地域生活と同様の環境を想定する。

※グループホームへの入居を前提とした体験入居は、「グループホーム体験入居」の支給決定で行い、本制度では行わない。

地域定着支援の支給決定

- 区分不要
- 給付決定期間は6か月（必要であれば、区の判断でさらに6か月以内で1回のみ更新可）
- 給付決定期間6か月、更新6か月のあわせて1年を超えて延長が必要な場合には、市町村審査会の個別審査にかける
※延長を申請する場合、サービスの給付決定期間が終了する2か月前までに援護の実施機関（横浜市の場合は受給者証発行区）へ連絡が必要
- 利用者負担はなし

地域移行支援の報酬 基本報酬



地域移行支援計画を作成し、利用者と対面の支援を月に2回以上行った場合に算定

区分	単位数	説明
地域移行支援サービス費	(I) 3613単位／月	①社会福祉士・精神保健福祉士か対象研修※の終了者を1名以上配置 ②月1回以上、対象施設との会議等の連携を図っていること ③前年度の地域移行実績が3名以上
	(II) 3157単位／月	①かつ②を満たし、前年度地域移行実績が1名以上
	(III) 2422単位／月	上記以外

※精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修

地域移行支援の報酬 加算①



区分	単位数	説明
初回加算	500単位／月	利用を開始した月に加算
集中支援加算	500単位／月	月6日以上の面接・同行による支援を行った場合に加算
退院・退所月加算	2,700単位／月	退院・退所した月に加算（入院期間が3月以上1年未満の場合は、さらに500単位加算）
障害福祉サービスの体験利用加算	(I) 開始日～5日目 500単位／日	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 地域移行支援決定期間の6か月につき15日まで算定
	(II) 6日目～15日目 250単位／日	地域生活支援拠点等として届出をしている場合、さらに50単位を算定
体験宿泊加算	(I) 下記以外 300単位／日	体験的な宿泊支援を行った場合 地域移行支援決定期間の6か月につき15日まで算定 地域生活支援拠点等として届出をしている場合、さらに1日につき50単位を算定
	(II) 見守り巡回を行った場合※700単位／日	※夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守りを行い、複数回以上巡回による支援を行った場合

地域移行支援の報酬 加算②



区分	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位 ／月	ピアサポート研修を修了した者を障害者とその他職員を常勤換算で0.5人以上配置
居住支援連携体制加算	35単位 ／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援の図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有している場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位 ／回	居住支援法人と共同して、利用者に指導を行ったうえで、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

地域定着支援とは

居宅において単身等で生活する障害者に、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う。

- 区分は不要
- 利用者負担はなし
- 支給決定は1年以内、必要に応じて更新可

地域定着支援の対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ③ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。

- ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定なものも含む。
- ※ グループホーム、宿泊型自立訓練施設の入居者は対象外

具体的な支援内容



1. 地域定着支援台帳の作成

- ①地域定着支援に係る相談
- ②アセスメント（利用者に面接して行う）
- ③作成後、適宜見直し

基本報酬の
算定要件です

2. 常時の連絡体制の確保等

☞携帯電話等により、利用者と直接連絡体制が確保できていれば可

適宜、利用者の居宅訪問等による状況把握を行う

3. 緊急の事態における支援等

訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡調整

☞緊急一時的な滞在支援その他必要な措置

支援台帳に記載すべき事項

- ・利用者的心身の状況
- ・置かれている環境
- ・緊急時において必要となる利用者の家族等
- ・利用するサービス事業者等
- ・医療機関、その他の関係機関の連絡先
- ・その他の利用者に関する情報

置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、**緊急時等に適切な対応を行う**ために作成する。

※様式は各事業所ごとに定めてよい。

緊急一時的な滞在支援の措置について



- ・利用者が一時的な滞在を行うことができる広さと設備や備品等を備える。
- ・利用者への付き添いや見守りを行う。
- ・事業所内の宿直室等を確保して実施するか、障害福祉サービス事業所等への委託により行うことができる。

地域定着支援の基本報酬

区分	単位数	説明
体制確保費	315単位／月	常時の連絡体制を確保している場合
緊急時支援費 （Ⅰ）	734単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点等として届出をしている場合、さらに50単位を算定
緊急時支援費 （Ⅱ）	98単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合

地域定着支援の報酬 加算

区分	単位数	説明
日常生活支援 情報提供加算	100単位 ／回	精神科病院に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院に提供した場合
ピアサポート体制加算	100単位 ／月	ピアサポート研修を修了した者を障害者とその他職員を常勤換算で0.5人以上配置
居住支援連携体制加算	35単位 ／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援の図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有している場合
地域居住支援体制強化 推進加算	500単位 ／回	居住支援法人と共同して、利用者に指導を行ったうえで、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

地域定着支援の留意点



(1) 緊急時支援費（Ⅱ）について、電話により直接本人又は家族等に
対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限るため、予定確
認等の電話連絡は対象外。

また、メールによる対応については対象外。

(2) 深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用
者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支
援費（Ⅰ）のみ算定することとし、緊急時支援費（Ⅱ）との併給は不可。